

2026（令和 8）年 6 月 9 日

水田政策の見直しに関する提言について

中道改革連合 農林水産部会
立憲民主党 農林水産部会
公明党 農林水産部会

米は我が国の主食であり、食料安全保障上、極めて重要な位置付けを有している。また、水田は長い歴史の中で、我が国の経済、社会、文化の基盤として、私たちの暮らしに深く根差してきた。水田は我が国の原風景であるとともに、持続性に優れた生産基盤として、米の安定供給はもとより、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の維持など、多面的機能を担っている。

しかしながら、農業者の減少と高齢化、農地面積の減少など農業生産基盤の脆弱化に歯止めがかからず、特に稲作において一層深刻さを増している。さらに、生産資材価格の高騰等も相まって、このままでは米をはじめとする農産物の安定供給に重大な影響を及ぼしかねない。

こうした中、現在、政府において、令和 9 年度からの水田政策の見直しが進められており、先般、「新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方・仕組み（案）」が示され、今後、取りまとめが行われ、詳細な制度設計が進められるものと承知している。

新たな水田政策は、我が国農業が抱える課題に対処し、農業者が安心して営農が継続でき、農業の持続的発展、食料安全保障の確保、農村の振興を図るものとして構築する必要がある。

また、生産者への支援にとどまらず、生産、集荷、卸、小売、外食、消費者までを一つの食料システムとして捉え、コストに見合う価格形成、流通実態の見える化、備蓄制度の機動的運用、需給情報の開示を一体で進めるとともに、構造転換と現場の安定継続を両立させ、急激な制度変更により産地、担い手、農地が失われることのない制度設計とすることも欠かせない。

よって、中道改革連合、立憲民主党、公明党の三党は、新たな水田政策の具体化に向けた提言を行い、確実な実現を強く求めるものである。

提言の主なポイント

○予算の増額確保

令和9年度からの新たな水田対策への制度転換は、現場の作付け判断や契約、施設投資に直結する極めて重要な転換点であり、大幅な予算増額が不可欠である。既存の農林水産予算の見直し・再編の範囲にとどめることなく、政府全体として恒久的かつ必要十分な予算・財源を確保すること。

○地域計画の実行と農地中間管理事業の制度・運用改善

地域計画を実行するため、地域段階での推進組織を整備、コーディネーター人材の確保、農地中間管理機構の事務の簡素化、手続きの迅速化を実現する制度改正や体制整備を早急に行い、受け手が確定していない農地について、農地中間管理権の設定を積極的に推進できる予算・人員体制の整備を国が支援し、基盤整備・農業団地の造成、新規就農希望者の研修を進めること。

○多様な米需要に対応した品種の育成、種子の生産・供給体制の強化

多様な需要に対応した国産米の安定供給を進めるため、公的試験研究機関による高温耐性品種、多収品種の育成を推進し、育成された品種の有効かつ適正な利用を確保するとともに、これらの品種の種苗生産に係る技術を有する人材・予算を確保し、現場へ速やかに普及できる仕組みを強化すること。

○セーフティネットの整備

中東情勢等の影響により急激なコスト上昇やコスト割れのリスクが高まっている。そのため、新たなセーフティネットとして、米価下落、資材高騰、不作時に発動する仕組みを基本とした新たな経営安定対策の創設を急ぐこと。発動条件は、コスト指標、販売価格、在庫水準、需給見通し等を踏まえ透明で予見可能なものとし、収入保険の拡充と組み合わせて小規模・中山間地域の農業者も支えること。

○担い手確保と外国人材の活用

農村の活力維持、次世代担い手の確保、農業の魅力向上、地域コミュニティの維持強化を図る取組を支援すること。担い手不足が深刻化する中、新規就農支援、集落営農、小規模・兼業農家、大規模経営の育成に加え、外国人材の活用も地域農業を支える人材確保策として位置付けること。技能実習・特定技能等の制度運用を現場実態に即して見直し、地域の担い手として活躍できる環境整備を促進すること。

水田政策の見直しに関する提言

【予算の増額確保】

- 1 令和 9 年度からの新たな水田対策への制度転換は、現場の作付け判断や契約、施設投資に直結する極めて重要な転換点である。今回、支援対象が水田から畑を含むものへと拡大する中、生産性の向上および持続可能な営農を確実に確保していくためには、大幅な予算増額が不可欠である。

したがって、その財源確保にあたっては、既存の農林水産予算の見直し・再編の範囲内にとどめることなく、水活後継対策、経営安定対策等を一体として実施できるよう、政府全体として恒久的かつ必要十分な予算・財源を確保すること。

【地域計画の実行と農地中間管理事業の制度・運用改善】

- 2 地域計画を実行するため、地域段階での推進組織を整備するとともに、コーディネーター人材を設置する予算を拡充し、農地中間管理機構の事務の簡素化、手続きの迅速化を実現する制度改正や体制整備を早急に行うこと。

また、受け手が確定していない農地について農地中間管理権の設定を積極的に推進できる予算・人員体制の整備を国が支援し、基盤整備・農業団地の造成、新規就農希望者の研修を進めること。

【生産性向上に係る品目別・用途別の KPI の明確化】

- 3 新たな水田政策は、非主食用米・業務用米の生産性向上、麦・大豆・飼料作物等の作物ごとの生産性向上を目的に掲げている。食料・農業・農村基本計画では、生産コストの低減に係る 2030 年の KPI について、小麦、大豆は畑・水田ごとに示されているが、米については用途ごとではなく全体の値にとどまり、飼料作物については示されていない。

このため、飼料作物に係る生産コストの低減の指標を明らかにするとともに、米については、非主食用米、業務用米の用途ごとに指標を示すこと。その際、近時の生産資材価格の高騰を踏まえ、実現可能なコスト低減・生産性向上の道筋を見通した上で計算するとともに、既に示された KPI についても再計算して示すこと。

【単価水準の確保】

- 4 生産者が安心して計画的に営農を継続していくためには、支援単価の水準が決定的に必要となる。そのため、水田・畑に関わらず、現行単価を超える支援水準を確保するとともに、可及的速やかに明示すること。その際、これまで生産性向上等に鋭意取り組んできた農業者の取組を評価し、更なる支援を行う仕組みを導入すること。

また、全国一律の平均値のみで設計するのではなく、地域の平均単収、地目と現況、排水条件、災害等による単収減、条件不利性を踏まえたものとするとともに、制度移行から最低 3 年程度の激変緩和期間を設けること。秋播き麦等令和 9 年度当初には作業が開始されている品種については、柔軟かつ適切な対応をとること。

【米の生産性向上の支援】

- 5 主食用米以外の加工用米・米粉用米・新規市場開拓米等の支援対象は、効率的施肥、高温耐性品種等の生産性向上の取組、業務用米などの支援対象は、直播、再生二期作等

といった、より大きく生産性向上にチャレンジする取組とされているところであるが、生産性向上は、農業者に過度な追加負担を求めるだけでは進まない。多様なニーズ・用途の米を将来にわたり国民へ安定供給するため、高温耐性品種、直播、再生二期作、スマート農業等の導入に伴う初期費用、技術習得、地域での実装支援をあわせて措置すること。

【酒造好適米、米粉用米、飼料用米への支援】

- 6 酒造好適米については、国産需要の確保等に向けた支援を継続すること。米粉用米については、製粉コストの低減、製造能力の強化、新商品開発、販路開拓を一体で支援すること。飼料用米については、畜産農家との複数年契約、耕畜連携、国産飼料の利用拡大に資する取組を支援すること。

【多様な米需要の維持・拡大】

- 7 業務用、輸出用、加工用、酒造用、米粉用、飼料用など多様な米需要の維持・拡大を図るため、消費者・実需者の志向、意識変化を的確に把握すること。特に消費者に対しては、食育を通じた米消費に係る普及啓発を強化するとともに、生産・流通コストや備蓄制度、価格形成の考え方を分かりやすく示し、適正な価格への理解を促進すること。
同時に、効果的な実需者支援を講ずるとともに、拡大する需要に対応した生産・供給体制の強化に向けた支援を充実すること。

【需給情報の整備と作付判断への活用】

- 8 農業者が作付け判断を行い、消費者が価格に納得するためには、需要量だけでなく、供給量、在庫量、用途別・価格帯別の需給見通しが不可欠である。国産米、備蓄米、MA米の動向を一体的に把握し、家庭用、業務用、加工用など用途別・価格帯別の需給見通しを定期的に公表すること。

【コスト指標の定着、取引適正化、流通実態の見える化】

- 9 米価高騰の局面では、生産者価格よりも消費者価格の上昇幅が大きくなるなど、どの流通段階で価格が上がったのかが見えにくいことが課題となった。価格形成のさらなる適正化と消費者理解促進のため、生産者、集荷、卸、小売、外食までを含む流通全段階でコスト指標が活用され、定着するよう、取引実態調査、流通マージンの見える化、監視機能、消費者への情報提供を強化すること。

【多様な米需要に対応した公的試験研究機関による品種の育成、種子の生産・供給体制の強化】

- 10 多様な需要に対応した国産米の安定供給を進めるため、公的試験研究機関による高温耐性品種、多収品種の育成を推進し、育成された品種の有効かつ適正な利用を確保するとともに、これらの品種の種苗生産に係る技術を有する人材・予算を確保し、現場へ速やかに普及できる仕組みを強化すること。

【麦・大豆への支援】

- 11 輸入依存度の高い麦・大豆については、食料安全保障の観点から、単なる作付支援にとどまることなく、地域の実情・実態に応じた適切なブロックローテーションの確立、

二期作を実施する体制の確立、排水対策の徹底、輪作体系の維持・確立を通じた地力向上・病害虫予防等の幅広い取組に対し、十分な支援を行うこと。

あわせて、実需が求める品種への転換を推進するとともに、品質ごとに分けた出荷、乾燥調製・保管機能の強化、および年間を通じた安定供給体制を構築すること。これら流通・供給面の強化により、国産原料への切替えを確実に進めること。

【飼料作物への支援】

- 12 過度な輸入飼料依存から脱却し、国産飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を強力に推進するため、青刈りとうもろこし、子実用とうもろこし等への転換を含め、地域の畜産農家との複数年契約、飼料生産組織の育成、スマート技術による作業効率化等を支援し、国産飼料の生産・利用拡大につなげること。

【産地交付金の見直し】

- 13 産地交付金の見直しについては、これまで同制度により特色ある産地形成の取組が行われてきた経緯を踏まえ、地域の実情に応じた作物選択、産地形成、付加価値向上を支える地域裁量を維持するとともに、十分かつ継続的な予算措置を講ずること。
- 今後、産地交付金の配分方法等、中山間地域等の条件不利地域に配慮との方向が示されているが、この配慮が制度目的の異なる中山間地域等直接支払の交付額の減額につながることはないよう配分基準の透明化を図りつつ、地域の自主性を損なわないよう措置すること。

【中山間地域等直接支払及び多面的機能支払の見直し】

- 14 中山間地域等直接支払の交付単価については、制度創設以来 26 年間据え置かれたままであることに鑑み、中山間地域等を取り巻く状況変化等を十分考慮し、条件不利性を再評価した上で増額すること。あわせて、傾斜によらない不利性を有する農地を対象農地へ位置付け、十分な交付水準を確保すること。これらの措置を実効あるものとするため、多面的機能支払も含めた関係予算を大幅に増額すること。
- また、支払の対象は農地所有者ではなく、実際に耕作し、水管理、畦畔管理、共同活動を担う耕作者・地域活動主体に紐付けること。交付金が地代へ機械的に転嫁されないよう、賃貸借や地域の賃料水準を確認する仕組みを検討すること。
- 棚田や離島など国土保全の観点から、また、特に小規模農家や集落営農組織が多数を占める中山間地域等における営農継続を可能とするため、制度移行による影響を最小限に抑え、農地・地域コミュニティの維持が確実に行われるよう、きめ細やかな激変緩和措置と継続的な支援を講ずること。

【新たな環境直接支払交付金】

- 15 新たな環境直接支払交付金について、（１）有機農業への転換等の支援対象取組を 5 年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替え、（２）同一圃場での同一取組への支援は、みどりの食料システム法（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律）に基づく生産者の認定計画の期間（5 年）までとし、新たな圃場への拡大等を促進するとの考え方が示されている。これは、実質的に 5 年間で支援が終了することを意味する。しかしながら、有

機農業、土づくり、化学肥料・化学農薬の低減は、同一圃場で継続してこそ効果が積み上がるものである。

2050 年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を 25%（100 万 ha）に拡大することを目指すとの KPI を掲げた「みどりの食料システム戦略」との整合性を確保する観点から、同一圃場・同一取組への支援を一律 5 年で打ち切るのではなく、環境効果の継続と農業者の経営安定を両立する制度設計とすること。具体的には、農法転換・拡大時の掛かり増しコストと減収リスクを補填する導入期の支援と、取組の定着を促す定着期の支援を分けるなどの措置を講じ、5 年間の計画期間満了後も引き続き環境負荷低減の取組が行われるよう、後継事業も含めた継続的な支援を確実に示すこと。

また、取組が「十分に普及した」とする判断に当たっては、全国一律の基準を適用するのではなく、地域差や中山間地域、小規模農家の実情を十分に踏まえること。

【事務負担の軽減】

- 16 新たな制度は、生産現場・関係者が取り組みやすい簡潔でわかりやすい仕組みとするとともに、水活後継対策、中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境直接支払等の申請・報告様式をできる限り共通化し、農地台帳、水田台帳、営農計画、活動記録、衛星画像等を活用した重点確認とすることで、関係機関の事務負担の軽減が図られるよう措置すること。

【セーフティネットの整備】

- 17 食料システム法（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律）の施行により適正な価格による取引が推進される一方、中東情勢等の影響により急激なコスト上昇やコスト割れのリスクが高まっている。そのため、新たなセーフティネットとして、米価下落、資材高騰、不作時に発動する仕組みを基本とした新たな経営安定対策の創設を急ぐこと。発動条件は、コスト指標、販売価格、在庫水準、需給見通し等を踏まえ透明で予見可能なものとし、収入保険の拡充と組み合わせて小規模・中山間地域の農業者も支えること。

【備蓄運営】

- 18 新たな備蓄制度については、需給変動リスクに適切に対処するため、現在の適正備蓄水準 100 万トン以上を確保するとともに、生産者保護だけでなく、消費者負担への配慮も含め、国が責任をもって運用すること。政府備蓄米を速やかに適正備蓄水準まで回復するため、買入れ・買戻しを着実にを行うこと。

民間備蓄の水準は国による適正備蓄水準の枠外とし、民間備蓄事業者に追加的な費用負担が一切生じないよう、保管経費や掛かり増し経費の全額を国が負担するとともに、販売差損等への十分な支援を行うこと。

米価急騰時の備蓄米放出の基準、手続、流通方法を明確化するとともに、民間在庫、各流通段階の在庫、販売動向、価格帯別需要、業務用・加工用・家庭用の需要、MA 米の輸入・販売動向等、必要な情報を定期的に把握・公表すること。

【生産現場の意見聴取と政策への反映】

- 19 新たな制度の基本的枠組みなどの取りまとめ後に実施される予定の地方説明会等においては、農業者や関係者の意見を丁寧に向い、制度設計に反映すること。

また、新たな制度の着実な運用を図るため、制度開始後は、原則として3年ごとに制度全体を検証すること。検証に当たっては、作付面積、生産量、単収、農業所得、収入保険加入率、中山間直払等の実施率、民間在庫、消費者価格、流通マージン等を確認し、農業者、自治体、流通・小売、実需者、消費者の意見を聴取して結果を公表すること。

【担い手確保と外国人材の活用】

- 20 農村の活力維持と次世代担い手確保のため、集落営農組織の活性化や女性・若手農業者の参画促進、農業体験学習の拡充等を通じて、農業の魅力向上と地域コミュニティの維持強化を図る取組を支援すること。

担い手不足が深刻化する中、日本人の新規就農支援、集落営農、小規模・兼業農家、大規模経営の育成に加え、外国人材の活用も地域農業を支える人材確保策として位置付けること。技能実習・特定技能等の制度運用を現場実態に即して見直し、農業経営体が長期的に受け入れ、育成し、地域の担い手として活躍できる環境整備を促進すること。

以上